

◎ 国家情報会議設置法案に対する修正案対照表

○ 国家情報会議設置法案（抄）

（傍線部分は修正部分）

修正後	修正前
<p>（設置）</p> <p>第二条 重要情報活動（安全保障の確保、テロリズムの発生又はそれによる被害の防止、緊急の事態への対処その他の我が国の重要な国政の運営（以下この条において「重要国政運営」という。）においてその政策決定に必要な情報の収集調査に係る活動という。以下同じ。）及び外国情報活動への対処（公になつていない情報のうちその漏えいが重要国政運営に支障を与えるおそれがあるものを取得するための活動（これと一体として行われる不正な活動を含む。）であつて、外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。）の利益を図る目的で行われるものへの対処をいう。以下同じ。）に関する重要事項を調査審議する機関として、内閣に、国家情報会議（以下「会議」という。）を置く。</p> <p>（所掌事務）</p> <p>第三条 会議は、次の事項について、調査審議する。</p> <p>一～四 〔略〕</p> <p>五 重要情報活動の実施又は外国情報活動への対処に際しての国民の基本的人権の不当な侵害の防止及びこれらに従事する職員</p>	<p>（設置）</p> <p>第二条 重要情報活動（安全保障の確保、テロリズムの発生^{の防止}、緊急の事態への対処その他の我が国の重要な国政の運営（以下この条において「重要国政運営」という。）に資する情報の収集調査に係る活動^{をいう。}。次条及び第七条において同じ。）及び外国情報活動への対処（公になつていない情報のうちその漏えいが重要国政運営に支障を与えるおそれがあるものを取得するための活動（これと一体として行われる不正な活動を含む。）であつて、外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。）の利益を図る目的で行われるものへの対処をいう。次条及び第七条において同じ。）に関する重要事項を調査審議する機関として、内閣に、国家情報会議（以下「会議」という。）を置く。</p> <p>（所掌事務）</p> <p>第三条 会議は、次の事項について、調査審議する。</p> <p>一～四 〔略〕</p> <p>〔新設〕</p>

の政治的中立性の確保のための方策

六] [略]

(国会への報告等)

第十四条 政府は、毎年少なくとも一回、第三条各号に掲げる事項についての会議の調査審議の結果並びに重要情報活動の実施及び外国情報活動への対処の状況について国会に報告するとともに、公表するものとする。

(政令への委任)

第十五条 [略]

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第六条の規定は、公布の日から施行する。

(検討)

第六条 政府は、重要情報活動の実施若しくは外国情報活動への対処に際して国民の基本的な権利が不当に侵害され、又はこれらに従事する職員の政治的中立性が不当に損なわれていないかどうか等

五] [略]

[新設]

(政令への委任)

第十四条 [略]

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

[新設]

を独立した公正な立場において検証し、及び監察することのできる新たな機関の設置について検討を行い、その結果に基づいて可能な限り早い時期に必要な措置を講ずるものとする。